

## 主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

## 理 由

上告代理人木村順一の上告理由第一点（昭和三七年六月一九日付）について。

論旨は、本件土地賃貸借が普通建物所有を目的とするものであつて露店用の目的でなかつたこと及び所論証書が被上告人側の強迫によつて成立したことを前提とするが、右はいずれも原審確定の事実に相反することをいうものであり、原判決の違法をいう所論は、すでに前提を欠き採用できない。

同第二点（同年七月二三日付）について。

原判決が挙示の証拠関係から、本件地上には本件賃貸借当時上告人ら主張の訴外人両名が被上告人に無断で建てて居住していた板囲い古トタン葺堀立平家建バラツク小屋（現在の建物の三分の一の建坪）が奥の方にあつたのを上告人両名において買い取り右訴外人らを立ち退かせて賃借するようになつたこと、上告人らは被上告人に無断で右建物を増改築して現に見る建物としたことを認定した上で、右のようなく極く粗末な小さいバラツク小屋があつてその居住者を立ち退かせる手段に自らこれを買い取つたといいきさつだけでは本件賃貸借を建物所有を目的とするもの、すなわち借地法の適用を受けるべき性質のものと認めねばならぬ事情とするに足りないとし、右の事実関係を以てしては、本件賃貸借が被上告人主張の内容の一時使用のためのものであるとした認定の妨げとならないとした判断は、記録に徴しうて肯認できる。

所論は、右バラツク小屋につき固定資産税の納入を云々するが、右は原審において主張認定のない事項であつて、これを前提とする所論は採用の限りでない。

又論旨は、高齢の上告人らが本訴において敗訴すれば路頭に迷わねばならないこと

とをいうが、同趣旨の主張につき被上告人の本件請求権行使が権利濫用とはならぬことを判示する第一審判決の判断を支持した原審判決は、正当であつて、この点に原判決の違法があるとの所論も採用できない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条、九三条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判官	石	坂	修	一
裁判官	横	田	正	俊
裁判官	柏	原	語	六
裁判官	田	中	二	郎